



# 決済および税務に関する最新ガイダンス

今回の Newsletter では、決済方法に関する新しいガイダンスをご案 内致します。:

2015年1月29日付け財政省 Circular No. 09/2015/TT-BTC では、他 企業への出資取引、他企業への出資持分の売買・譲渡の取引におけ る決済形態、および、ベトナム領土上での非信用機関間での貸借およ び借入金返済の取引における決済形態についてガイダンスをしていま す。

- 他企業への出資取引、他企業への出資持分の売買・譲渡取引を実 施する際の決済には現金(中央銀行が発行する紙幣、金属貨幣)を 使用しないこと。
- 他企業への出資取引、他企業への出資持分の売買・譲渡取引を実 施する際には、以下の決済形態を使用すること。
  - 小切手による決済
  - 支払依頼書 送金
  - 現行規定に基づくその他の非現金決済形態
- Circular No. 09/2015/TT-BTC は、2015年3月17日から発効します.

次に、税務に関する新しいガイダンスをご案内申し上げます。:

## 時間外労働に対する賃金費用に関する2015年2月5日付け Hai Duong 省税務局 Official Letter No. 480/CT-TTHT

Hai Duong 省税務局によれば、労働法の規定による時間外労働時間の 上限を超える時間外労働に対する支払については、労働契約、労働協定、 会社の財務規定などのうちどれか1つの文書にて規定されているか、また は、合意されており、かつ、規定に基づく十分な証票がある場合、この時 間外労働に対する支払いは、法人所得税の計算に際する損金算入が認 められます。

## 固定資産の耐用年数変更に関する2015年2月9日付け Hai Duong 省税務局 Official Letter No. 552/CT-TTHT

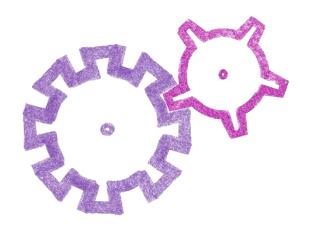
- 耐用年数8年で減価償却を実施してきた固定資産の耐用年数を見 直した結果、耐用年数が4年または6年だと見積もられた場合、耐用 年数の変更は1つの資産に対して1回のみ可能です。また、新たに見 積もりされた耐用年数は、固定資産の技術的に使用可能な年数を 超えないこと、そして、耐用年数を変更した年度の業績が利益から 損失へまたは損失から利益へ変わることが無いことを条件として、 耐用年数の変更が認められます。
- 固定資産の減価償却方法を既に税務当局へ通知している場合、固 定資産の耐用年数に変更が生じても、税務当局への再通知は必要 ありません。

# 移転価格税制に関する最新情報

### 財政省は、税務局員の移転価格調査技術向上のための研修を進めて います。

- Dong Nai 省税務局の税務相談支援室からのニュースによれば、 2015年1月末に、財政省傘下の機関が Dong Nai 省税務局と協力し て、同税務局各部門の幹部、各税務支局の一部幹部、および、税務 調査・特別調査の仕事に携わる税務局員の合計80名以上を対象と した移転価格調査技術向上クラスの開講式を行いました。
- 研修カリキュラムは以下の内容に焦点を置いています。:
  - 関連者間取引における移転価格の事例を概観的に認識すべき 基礎知識、ベンチマーク分析の原則、移転価格算定方法および 様式GCN - 01/OLTへの申告項目の確認方法に関する詳細なガ イダンスの習得。
  - ベトナムの税務当局が発見し、調査・特別調査を実施し、かつ、 成功裏に処分を行った具体的な移転価格事例の学習。
  - 理論的な知識の獲得と同時に、カリキュラム過程での事例による 実践的研修、および、課題による能力確認。
  - 移転価格調査を実施する際に必要な移転価格算定方法の認識 技術、調査技術および選択技術の習得。
  - 調査対象企業を選択するための情報収集を局内で行う調査部門 の責任、および、特別調査部門による2015年の移転価格調査実 施、そして、移転価格調査後の更正処分。

- この研修は、2012年から2015年の期間における移転価格問題に対 するアクション・プログラムを承認する2012年5月21日付け財政省 Decision No. 1250/QD-BTC に則したもので、以下の内容に焦点を 置いています。
  - 移転価格管理に携わる職員がこの困難な職務を遂行できる能力 を持てるような幅広く深い専門知識の学習・習得。
  - 計画ベースおよび実施ベース共に、年間での特別税務調査の 20%以上を移転価格調査が占めるようにすべく、各々のレベルで の税務当局による精力的な移転価格調査の実施。



## 弊社からのご提言

Grant Thornton (Vietnam) は、関連者間取引情報の申告書で申告して いる情報の正確性について再確認し、関連者間取引における最も適切な 価格決定方法の選択および適用を証明する文書(ベンチマーク分析や重 要な差異の差異調整に使用される情報・データおよび証票、適用した価格 決定方法に基づく取引価格計算表、そして、当該価格決定方法を選択し た理由の説明を含む)を精査することをおすすめ致します。

財政省の規定によれば、事業活動および移転価格決定方法に関連する 情報、資料および証票は、関連者間取引が生じる時点で用意しておき、か つ、取引の実施過程において更新・補足しておく必要があること、そして、 会計、統計および税務に関する法律の規定に基づいて、会計帳簿・証票 の保管に関する規定に従い保管しておく必要があることにご留意下さい。

Grant Thornton (Vietnam)の経験によれば、税務調査や特別税務調査 の過程において、移転価格文書を補足的に提出しても、提出済みの関連 者間取引情報の申告書での情報申告の根拠になっていない場合、この移 転価格文書は税務当局に認められない可能性があります。



## Contact

この Newsletter は、情報提供のみを目的として 作成しております。不正確または不完全な情報、 または、これら情報に基づく作為または不作為 から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter に関するご質問や詳細情報 のお問い合わせは、弊社の専門家へご連絡下さ い。

Newsletter のダウンロード 下記サイトヘアクセス下さい。 www.gt.com.vn



#### Hanoi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building 106 Hoang Quoc Viet

Cau Giay District, Hanoi

Vietnam

T + 84 4 3850 1686F + 84 4 3850 1688

#### Hoang Khoi

Tax Partner

D +84 4 3850 1618

E Khoi. Hoang@vn.gt.com

#### Nguyen Dinh Du

Tax Partner

D +84 4 3850 1620

E Du.Nguven@vn.gt.com

#### 大形 薫 (Kaoru Okata)

Director - Japanese Desk D +84 4 3850 1680

E Kaoru.Okata@vn.gt.com

#### Pham Ngoc Long

Tax Director

D +84 4 3850 1684

E Long.Pham@vn.gt.com

#### Kieu Hoai Nam

Tax Senior Manager

D +84 4 3850 1681

E Nam.Kieu@vn.gt.com

#### Ho Chi Minh Office

28th Floor, Saigon Trade Center

37 Ton Duc Thang Street

District 1, Ho Chi Minh City

Vietnam

T + 84 8 3910 9100

F + 84 8 3914 3748

#### Nguyen Hung Du

Tax Partner

D +84 8 3910 9231

E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

#### Valerie - Teo Liang Tuan

Tax Director

D +84 8 3910 9235

E <u>Valerie.Teo@vn.gt.com</u>

#### Tran Hong My

Tax Director

D +84 8 3910 9275

E HMy.Tran@vn.gt.com

#### Tran Nguyen Mong Van

Tax Director

M +84 8 3910 9233

E MongVan.Tran@vn.gt.com

#### 則岡智裕 (Tomohiro Norioka)

Director - Japanese Desk

D +84 8 3910 9205

E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

#### Nguyen Bao Thai

Tax Senior Manager

M +84 8 3910 9236

E Thai.Nguyen@vn.gt.com

© 2015 Grant Thornton (Vietnam) Limited. All rights reserved.

Grant Thornton (Vietnam) Limited is a member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered by the member firms. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.



# Questions & feedback



